

## 建設工事等入札心得

### (目的)

第1条 この心得は、徳島市が発注する建設工事及び建設工事に関する測量、調査、設計業務等の委託の競争入札を適正に執行するため、徳島市契約規則(平成3年4月1日規則第5号)工事請負契約約款(平成24年10月1日徳島市告示第187号)及び業務委託契約約款(平成24年10月1日徳島市告示第188号)その他の法令等に定めるもののほか、入札に関する入札者(入札に参加する法人又は個人をいう。以下同じ。)の遵守事項等を定めることを目的とする。

### (入札に際しての留意事項)

第2条 入札者は、設計書、図面、仕様書、その他当該入札に関する書類並びに現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。徳島市が現場説明会等の事前説明を行う場合は、現場説明等その他当該入札にかかる事前説明を受けていない者は、当該入札に参加することができない。

- 2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 3 入札書及び委任状は本市所定の様式(市で販売しているもの、ホームページのPDF形式から印刷したもの)又は様式のコピーを使用しなければならない。ただし、電子入札システムにより行う場合はこの限りでない。
- 4 入札書は、所要事項を記載のうえ、入札者の記名押印をして、当該入札に係る件名、入札者の主たる営業所の所在地及びその商号を記載した封筒に入れ、入札するものとする。所定の時間内に入札書の提出をしない者は、入札を棄権したものとして取り扱うものとする。電子入札システムにより入札を行う場合は、入力画面上において作成し、電子認証により登録されたICカードを使用し、指定の日時までに入札金額等を入力し、送信するものとする。
- 5 入札書記載金額は、特に市長から指示がある場合を除き、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。
- 6 入札書を一旦入札箱に投函した後は、その引き替え、変更または取り消しはできない。電子入札システムによる入札書提出後は、原則として、撤回、訂正等はできないものとする。ただし、電子入札システムにより行う入札において、入札書提出後配置予定技術者が配置できなくなった場合等参加資格を喪失したと認められるときは、入札者が開札までの間に入札辞退理由書(様式1)を徳島市に持参し、直接入札執行者に提出した場合に限り、入札の辞退を行えるものとする。この場合において、入札者は、入札辞退理由書を提出した案件には再度入札できないものとする。また、入札者は、入札辞退理由書の提出によって、入札を辞退することはできるが、いかなる場合でも入札金額の訂正、各種提出書類の訂正はできないものとする。

また、総合評価落札方式による入札においては、上記に加えて、入札書提出後、申請書の技術職員配置計画書に記載した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、落札決定までの間は入札辞退理由書(様式1)を受付けるものとする。この場合において、入札辞退理由書の提出が開札までであれば、辞退の扱いとし、開札後から落札決定までであれば、失格の扱いとする。

- 7 入札執行回数は2回までとし、入札執行限度2回以内において落札者がいないときは入札の打ち切り、または予定価格との差を勘案し随意契約とする場合がある。電子入札システムにより行う場合は、入札回数は1回とし、再入札は行わない。
- 8 代理人が入札する場合は、当該入札執行前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。電子入札システムにより行う場合は、代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードに限るものとし、復代理人の入札は認めないものとする。
- 9 代理人及び復代理人が入札する場合において、入札書の記名はつぎの例によるものとする。年間委任状を提出している代理人が入札する場合も同様とする。電子入札システムにより行う場合は入札者の名称を記入する。

住所 (主たる営業所の所在地)

氏名 (名称または商号)

代表者名 (氏名)

代理人 (氏名)

印

- 10 電子入札システムにより行われる入札に参加する者は入札書と同時に入札金額を積算した内訳明細書(以下「内訳明細書」という。)を提出しなければならない。内訳明細書に重大な不備がある場合は、当該内訳明細書を提出した者の入札を失格とする。

(入札の辞退)

第2条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、電子入札システムにより行う場合は別に定める。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、つぎの各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届(様式2)を市長に提出する。

(2) 入札執行中には、入札辞退届または、その旨を記載した入札書を入札執行者に提出するものとする。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第3条 入札者が連合し、または不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延

期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札は本市の都合により取りやめることがある。

(入札の規律)

第4条 入札執行者は、つぎの各号の一に該当する者の入札を拒否し、または 入札場外に退去させることができる。

- (1) 入札者以外の者
- (2) 入札開始時刻に遅刻した入札者
- (3) 入札執行係員の指示に従わない入札者

(入札が無効になる事項)

第5条 つぎの各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格がない者がした入札
- (2) 入札件名を表示せず、若しくはその記載が不明瞭であり、または一定の数字を以て価格を表示していない入札
- (3) 同一の入札において同一人がした2以上の入札
- (4) 同一の入札において他の入札者の代理を兼ね、または2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 同一の入札において入札者及びその使用人が他の入札者の代理をした者の入札
- (6) 委任状を提出しない代理人がした入札または代理人の表示のない入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札(電子入札システムにより行う場合は、電子認証書を取得していない者の入札)
- (8) 入札金額を訂正した入札及び入札年月日を誤りまたは記載のない入札
- (9) 再度入札において、前回入札の最低の入札金額(未落札金額)以上でした入札
- (10) 入札に関し、不正の行為があった者のした入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(契約書等の提出)

第6条 落札者は、本市所定の契約書2部に記名押印し、落札決定の日から14日以内に契約監理課に提出し契約を締結しなければならない。ただし、市長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しない場合は、落札はその効力を失うものとする。

3 落札者は、契約締結時に契約監理課へ当該工事に係る建設業退職金共済事業掛金収納書を提出しなければならない。

4 落札者は、契約締結時に配置予定の技術者を記載した現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書を契約監理課へ提出しなければならない。

5 契約金額が1,000万円以上の工事を落札した者は、契約締結時に契約監理課へ任意の労働災害保険の契約を締結している旨を証する書面を提出しなければならない。

(前払いの特約)

第7条 落札者は、契約金額が130万円を超える場合は、契約締結時に、その申し出により契約金額の10分の4以内(工事に関する業務委託の場合は10分の3以内)の前払いの特約をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定による保証事業会社の保証がない場合は前払金は請求できない。

2 前項の前払金の請求は、契約締結後速やかにしなければならない。

(中間前金払の特約)

第8条 契約金額が130万円を超える工事の落札者は、契約金額の10分の2以内の中間前金払の特約をすることができる。

2 中間前払金の割合は、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が契約金額(変更契約がある場合は変更後の請負代金額)の10分の6を超えてはならないものとする。

(契約保証金)

第9条 落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を契約の締結前に納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。

2 落札者は、前項ただし書きの場合において、契約保証金を免除された理由が落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したこと又は落札者から委託を受けた保険会社と公共工事履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該履行保証保険契約に係る保険証券を市長に提出しなければならない。

3 落札者は契約保証金を納付する場合において、あらかじめ、現金を徳島市指定の納入通知書兼領収書により徳島市指定金融機関に納付しなければならない。

4 落札者は、契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、徳島市指定の有価証券納付明細書及び委任状の配布を受け、これに 有価証券を添えて提出しなければならない。

5 落札者は、契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合は、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

附 則

1 この心得は平成2年4月1日から施行する。

2 この心得は平成6年10月1日から施行する。

3 この心得は平成7年10月1日から施行する。

4 この心得は平成9年4月1日から施行する。

5 この心得は平成11年4月1日から施行する。

- 6 この心得は平成12年4月1日から施行する。
- 7 この心得は平成16年7月20日から施行する。
- 8 この心得は平成17年6月1日から施行する。
- 9 この心得は平成18年2月1日から施行する。
- 10 この心得は平成19年6月1日から施行する。
- 11 この心得は平成19年10月1日から施行する。
- 12 この心得は平成20年10月1日から施行する。
- 13 この心得は平成21年6月1日から施行する。
- 14 この心得は平成23年4月1日から施行する。
- 15 この心得は平成24年10月1日から施行する。
- 16 この心得は平成25年10月1日から施行する。
- 17 この心得は平成26年4月1日から施行する。
- 18 この心得は平成27年4月1日から施行する。
- 19 この心得は平成30年4月1日から施行する。
- 20 この心得は平成31年4月1日から施行する。
- 21 この心得は令和元年10月1日から施行する。
- 22 この心得は令和3年4月1日から施行する。